

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規則

○ 行政手続における押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則（新行政課）…………… 6

公布された法令のあらまし

公布された法令のあらまし

行政手続における押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則（規則第10号）

行政手続に関する押印の見直しに係る基本方針を踏まえ、県民に対する行政サービスのより一層の向上を図るとともに、業務の効率化及び高度化等の推進を図るため、次に掲げる規則について県民が作成する申請書等への押印を廃止する等所要の整備を行うこととした。

- (1) 兵庫県税条例施行規則
- (2) 兵庫県職員会館規則
- (3) 恩給の支給等の手続に関する規則
- (4) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則
- (5) 庁舎管理規則
- (6) 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則
- (7) 青少年愛護条例施行規則
- (8) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則
- (9) 税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例施行規則
- (10) 財政基金貸付規則
- (11) 自治振興事業の助成に関する規則
- (12) 職員の職務発明等に関する規則
- (13) 兵庫県税証紙徴収条例施行規則
- (14) 公舎管理規則
- (15) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
- (16) 兵庫県民会館管理規則
- (17) 消費生活条例施行規則
- (18) 公有財産規則
- (19) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
- (20) 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則
- (21) 聴聞手続規則
- (22) 政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則
- (23) 兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則
- (24) 県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則
- (25) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
- (26) 兵庫陶芸美術館管理規則
- (27) 兵庫県立消費生活総合センター管理規則
- (28) 公衆衛生医学生等修学資金貸与規則
- (29) 行旅病人及び行旅死亡人の費用弁償等に関する規則
- (30) と畜場に関する手続等を定める規則
- (31) 狂犬病予防に関する手続等を定める規則
- (32) 兵庫県立女性家庭センター規則
- (33) 水道事業等の認可手続等を定める規則
- (34) 身体障害者福祉規則

- (35) 児童福祉規則
- (36) 児童福祉法による費用の徴収に関する規則
- (37) 魚介類行商条例施行規則
- (38) 特設水道条例施行規則
- (39) 温泉に関する手続を定める規則
- (40) 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則
- (41) 覚醒剤及び覚醒剤原料の取締りに関する手続を定める規則
- (42) 生活保護に関する手続等を定める規則
- (43) 老人福祉規則
- (44) 看護師学生等修学資金貸与規則
- (45) 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則
- (46) 母子保健規則
- (47) 毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則
- (48) 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則
- (49) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
- (50) 兵庫県立総合衛生学院学則
- (51) 兵庫県福祉センター管理規則
- (52) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則
- (53) 興行場規則
- (54) 化製場等に関する規則
- (55) 墓地、埋葬等に関する規則
- (56) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する手続を定める規則
- (57) 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
- (58) 兵庫県立但馬長寿の郷^{きよ}管理規則
- (59) 兵庫県こころのケアセンター管理規則
- (60) 障害者総合支援規則
- (61) 兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則
- (62) 認定こども園の認可手続等を定める規則
- (63) 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則
- (64) 事業内職業訓練費補助金交付規則
- (65) 技能労働者等の訓練援助規則
- (66) 中小企業高度化資金貸付規則
- (67) 兵庫障害者職業能力開発校運営規則
- (68) 兵庫県立職業能力開発校運営規則
- (69) 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則
- (70) 兵庫県立但馬技術大学校管理規則
- (71) 兵庫県立丹波年輪の里管理規則
- (72) 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則
- (73) 県行造林規則
- (74) 兵庫県農業近代化資金利子補給規則

- (75) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する規則
- (76) 兵庫県漁港管理規則
- (77) 兵庫県立自然公園条例施行規則
- (78) 森林病虫害等防除事業補助金交付規則
- (79) 漁船の建造等の許可及び漁船の登録の手続を定める規則
- (80) 蜜蜂の飼育の届出手続等を定める規則
- (81) 農林水産業災害復旧事業補助金交付規則
- (82) 種畜等及び精液等譲渡規則
- (83) 漁業協同組合の合併及び事業経営計画の認定手続を定める規則
- (84) 兵庫県漁業近代化資金利子補給規則
- (85) 兵庫県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則
- (86) 優良な林業種苗の確保のための手続等を定める規則
- (87) 農地等の権利移動の許可手続等を定める規則
- (88) 豊かな海づくり資金利子補給規則
- (89) 農業協同組合等に関する手続を定める規則
- (90) 公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する手続を定める規則
- (91) ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例施行規則
- (92) 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則
- (93) 森林組合に関する手続を定める規則
- (94) 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則
- (95) 兵庫県立農業大学校管理規則
- (96) 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- (97) 美しい村づくり資金利子補給規則
- (98) 畜産特別資金利子補給規則
- (99) 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則
- (100) 国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則
- (101) 廃棄物の処理及び清掃に関する規則
- (102) 環境の保全と創造に関する条例施行規則
- (103) 環境影響評価に関する条例施行規則
- (104) 鳥獣保護区の指定等に関する公聴会開催規則
- (105) 森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則
- (106) ため池の保全等に関する条例施行規則
- (107) 兵庫県立森林大学校管理規則
- (108) 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
- (109) 兵庫県港湾施設管理条例施行規則
- (110) 砂防指定地管理規則
- (111) 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則
- (112) 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則
- (113) 道路占用規則
- (114) 海岸保全区域等における占用等に関する規則

- (115) 厚生年金住宅条例施行規則
- (116) 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則
- (117) 兵庫県立都市公園条例施行規則
- (118) 不動産鑑定業者に関する手続等を定める規則
- (119) 宅地建物取引業に関する手続等を定める規則
- (120) 近郊緑地保全区域内における行為の届出手続等を定める規則
- (121) 急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可手続等を定める規則
- (122) 都市計画に関する手続等を定める規則
- (123) 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
- (124) 災害危険区域に関する条例施行規則
- (125) 港湾区域等における占用等に関する規則
- (126) 公有土地水面の使用及び産出物の採取に関する規則
- (127) 景観の形成等に関する条例施行規則
- (128) 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則
- (129) 屋外広告物条例施行規則
- (130) 福祉のまちづくり条例施行規則
- (131) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例施行規則
- (132) 緑豊かな地域環境の形成に関する公聴会開催規則
- (133) 兵庫県立但馬飛行場管理規則
- (134) 兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則
- (135) 特別緑地保全地区内における行為の許可手続等を定める規則
- (136) 砂利の採取計画の認可に関する規則
- (137) 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則
- (138) 住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則
- (139) 臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例施行規則
- (140) 総合治水条例施行規則
- (141) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則
- (142) 財務規則
- (143) 収入証紙条例施行規則

規 則

に改める。

様式第8号中「殿」を「様」に、

「氏名 _____ ④
電話 () _____ 番」

を

「氏名 _____
電話 () _____
電子メール _____」

に、「相手方氏名」を「相手方の氏名」に改める。

(国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部改正)

第100条 国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則（平成3年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「住所 _____
氏名 _____ ④
電話 () _____ 番」

を

「申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話 () _____
電子メール _____」

に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第101条 廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年兵庫県規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号及び様式第13号中

「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
_____ ④
電話 () _____ 番」

を

「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話 () _____
電子メール _____」


に改める。

(環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第102条 環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「含む」の右に「。以下この項において同じ」を加え、「同項」を「条例

第89条第5項」に改め、同条第10項中「遅滞なく、」の右に「議長の職名及び氏名並びに」を加え、「作成し、これに署名押印しなければ」を「作成しなければ」に改める。

様式第1号中「」を削り、

「担当者氏名

.....
電話 (.....) 番」

を


「電話 (.....)

電子メール.....

担当者氏名

.....」

に改め、同様式別紙2の部1(2)中「たい積場」を「堆積場」に、「た い 積 能 力」を「堆 積 能 力」に、「たい積物」を「堆積物」に、「たい積量」を「堆積量」に改める。

様式第2号から様式第7号までの規定中「」を削り、

「担当者氏名

.....
電話 (.....) 番」

を


「電話 (.....)

電子メール.....

担当者氏名

.....」

に改める。

様式第8号中「」を削り、

「担当者氏名

.....
電話 (.....) 番」

を


「電話 (.....)

電子メール.....

担当者氏名

.....」

に改め、同様式別紙2の部1(2)中「たい積場」を「堆積場」に、「た い 積 能 力」を「堆 積 能 力」に、「たい積物」を「堆積物」に、「たい積量」を「堆積量」に改める。

様式第9号から様式第13号までの規定中「」を削り、

「担当者氏名

.....
電話 (.....) 番」

を

「電話 (.....)

電子メール _____
担当者氏名 _____

に改める。

様式第14号中「㊟」を削り、
「担当者氏名

_____」
電話 (_____) _____ 番」

を

「電話 (_____) _____
電子メール _____
担当者氏名 _____

に、「及び住所」を「及び住所等」に、

「電話 (_____) _____ 番」

を

「電話 (_____) _____
電子メール _____」

に改め、同様式別紙の部中「すべて」を「全て」に改める。

様式第15号中

「担当者氏名

_____」
電話 (_____) _____ 番」

を

「電話 (_____) _____
電子メール _____
担当者氏名 _____

に、「及び住所」を「及び住所等」に、

「電話 (_____) _____ 番」

を

「電話 (_____) _____
電子メール _____」

に改める。

様式第16号中「㊟」を削り、
「担当者氏名

_____」
電話 (_____) _____ 番」

を

「電話 (_____) _____
電子メール _____
担当者氏名 _____

に改める。

様式第17号から様式第19号までの規定中

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

④

電話（ ） — 番

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） —

電子メール

に改める。

様式第20号から様式第25号までの規定中

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

④

電話（ ） — 番

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） —

電子メール

に、「住所」を「住所等」に、

「電話（ ） — 番」

を

「電話（ ） —

電子メール

に改める。

様式第26号中

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

④

電話（ ） — 番

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

電話（ ） —

電子メール

に、「住所」を「住所等」に、

「電話（ ） — 番」

を

「電話（ ） —

電子メール

に改め、「欄は」の右に「、別紙とし」を加える。

様式第27号及び様式第28号中

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....
電話（.....）.....番」

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....
電話（.....）.....
電子メール.....」

に、「住所」を「住所等」に、

「電話（.....）.....番」

を

「電話（.....）.....
電子メール.....」

に改める。

様式第29号から様式第31号の7までの規定中

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....
電話（.....）.....番」

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....
電話（.....）.....
電子メール.....」

に改める。

様式第32号及び様式第33号中「㊦」を削り、

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....
電話（.....）.....番」

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....
電話（.....）.....
電子メール.....」

に、「遮へい方法」を「遮蔽方法」に改める。

様式第34号及び様式第35号中「㊦」を削り、

「担当者氏名」

.....
電話（.....）.....番」

を

「電話（.....）.....
電子メール.....」

担当者氏名

.....」

に改める。

(環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第103条 環境影響評価に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「**印**」を削り、
「担当者氏名

.....
電話（.....）.....番」

を

「担当者氏名

.....
電話（.....）.....
電子メール.....」

に改める。

様式第2号から様式第4号まで及び様式第6号から様式第12号までの規定中「**印**」を削り、

「担当者氏名

.....
電話（.....）.....番」

を

「担当者氏名

.....
電話（.....）.....
電子メール.....」

に改める。

様式第12号の2中「**印**」を削り、
「担当者氏名

.....
電話（.....）.....番」

を

「担当者氏名

.....
電話（.....）.....
電子メール.....」

に改める。

様式第13号中「**印**」を削り、
「担当者氏名

.....
電話（.....）.....番」

氏名

(法人にあつては)
名称及び代表者
の氏名

⑩

を



「請求者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

電子メール

に、「若しくは」を「又は」に改める。

様式第5号の2及び様式第5号の3中「」を削る。様式第6号中「知事 殿」を「兵庫県知事 様」に改め、「」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

(個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正)

3 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「電話番号」の右に「・電子メールアドレス」を加える。